

全国消費実態調査及び家計調査の変更についての答申案の概要

項目	主な実施・変更内容等	答申案の概要
I 全国消費実態調査・家計調査の変更		
1 全国消費実態調査・家計調査の変更の背景事情・全体的な評価		
	○ 今回の変更の背景事情・全体的な評価	<p>・変更計画全体については、積極的な取組と評価</p> <p>○ 今回の変更計画は、報告者及び実査機関の負担軽減を図りつつ、世帯構造や利活用ニーズの変化を踏まえ、家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握・統計精度の向上に重点を置き、家計に関する統計の充実を目指すもの。</p>
2 全国消費実態調査の変更		
<p>(1) 調査計画の変更の概要</p> <p>(2) 承認の適否及び理由等</p>	<p>【調査目的の変更・調査体系の再編】</p> <p>① 「調査の目的」を、統計法施行令別表の記載に合わせて修正</p> <p>② 全国消費実態調査の「甲調査」を、「基本調査」と「簡易調査」に分割・再編するとともに、耐久財等調査票を廃止</p> <p>③ 全国消費実態調査の「乙調査」を、「個人収支状況調査」に変更し、家計簿調査を廃止</p> <p>④ 家計調査の結果を全国消費実態調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設</p> <p>【報告者数及び選定方法の変更】</p> <p>① 再編後の甲調査の報告者数については、従来の約56,400世帯から、「基本調査」は約40,000世帯(うち単身世帯:約6,700世帯)、「簡易調査」は約44,000世帯(うち単身世帯:約7,300世帯)とし、合わせて約84,000世帯に拡大する計画</p> <p>② この拡大に向け、基本的な標本設計は維持しつつ、1調査単位区から選定する単身世帯と二人以上の世帯の配分を見直し、単身世帯を2世帯、二人以上の世帯を10世帯、それぞれ選定</p> <p>③ また、現行の乙調査(変更後は「個人収支状況調査」)の報告者数を、約700世帯から約900世帯に拡大</p> <p>④ さらに、新設する「家計調査世帯特別調査」の報告者数を約6,000世帯(家計調査の報告者数約9,000世帯の一部)と設定</p> <p>【調査事項の変更】</p> <p>① 「家計簿」、「世帯票」及び「年収・貯蓄等調査票」について、報告者負担の軽減や社会情勢の変化等を踏まえ、調査事項を見直し</p> <p>② 「家計調査世帯特別調査」について、家計調査の調査事項との整合性を確保</p> <p>【調査方法の変更】</p> <p>○ レシート読取機能を実装したオンライン家計簿等を導入</p> <p>【調査時期の変更】</p> <p>○ 家計簿の調査時期を、調査実施年の9月、10月及び11月の3か月間から、調査実施年の10月及び11月の2か月間に短縮等</p> <p>【集計事項の変更・公表の期日の変更】</p> <p>① 調査体系や調査事項の見直しに伴い、集計事項を変更</p> <p>② 集計に当たっては、全国消費実態調査の結果に加えて、同月に実施する家計調査の結果のデータ移送や、単身世帯を対象に全国消費実態調査と同様の調査事項で調査を行う全国単身世帯収支実態調査の結果の活用を実施</p> <p>③ 公表時期について、前回調査の計画から1か月前倒して結果の公表を開始し、以降、順次公表</p>	<p>・おおむね適当と整理</p> <p>① 世帯構造や行政上のニーズ等の変化を踏まえ、資産項目や年間収入、単身世帯等の統計精度を改善し、調査結果の有用性向上を図るもの。</p> <p>② 報告者及び実査機関の負担軽減を図るため、利用者ニーズが乏しい調査事項等を削減する一方、利用者ニーズや国際比較可能性の向上等に対応した調査事項を追加するもの。 併せて、家計簿調査の調査期間の短縮や、レシート読み取り機能を実装したオンライン家計簿の導入等の効果的・効率的な調査方法を採用するもの。</p> <p>③ 全国消費実態調査の結果データに、家計調査の一部の結果をデータ移送して集計するなど、報告者負担の軽減に配慮しつつ、基幹統計として充実を図るもの。</p> <p>◆ ただし、以下の点について、調査計画の変更が必要。</p> <p>① 調査の目的について、「家計における消費、所得、資産及び負債の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする」という統計委員会修正案も勘案しつつ、法制技術的な確認を行った上で、変更。</p> <p>② 「年収・貯蓄等調査票」及び「家計調査世帯特別調査票」において、OECDの等価可処分所得の推計方法との整合性を高めるために追加する「資産保有税」について、不動産関係の税(固定資産税、都市計画税)と自動車関係の税(自動車税、軽自動車税、自動車重量税)に区分。</p> <p>③ 新設する「家計調査世帯特別調査」の調査時期について、「実施年の10月末日現在」を追記。</p> <p>◆ また、平成31年度(2019年度)調査の実施に当たり、以下の点について、検討、留意が必要。</p> <p>① 地方公共団体等との連携を一層強化し、調査の適切かつ円滑な実施に向け、十分な措置を講じること。特に、家計調査の報告者に対して報告を求める家計調査世帯特別調査の報告内容は、全国消費実態調査の結果として集計・公表されることを、報告者に十分に周知すること。</p> <p>② オンライン家計簿については、報告者の負担軽減や、効果的・効率的な調査に有効な調査手法であることから、既に導入されている家計調査での利用状況を踏まえ、より一層の改善・利用促進を図ること。</p> <p>③ 全国消費実態調査の結果に家計調査の結果のデータ移送等を行い集計する具体的な手法については、大学等との共同研究において検討するとしていることから、その結果を統計委員会に報告するとともに、広く情報提供すること。</p> <p>④ 世帯主の職業別の結果表章については、比較可能性の向上の観点から、独自に設定している区分に加え、日本標準職業分類に基づく格付けを行い、特別集計として公表する方向で検討すること。</p> <p>⑤ 調査方法の変更や家計簿調査の調査期間の短縮により、調査結果に影響が生じる可能性もあるため、その影響や要因等を事後的に検証し、その結果を分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うこと。</p>

項目	主な実施・変更内容等	答申案の概要
3 家計調査の変更		
(1) 調査計画の変更の概要 (2) 承認の適否及び理由等	① 家計簿 全国消費実態調査との整合性や報告者負担の軽減を図るため、「口座自動振替による支払」を簡素化 ② 貯蓄等調査票 全国消費実態調査との整合性を図るため、「貯蓄現在高」及び「借入金」に関する金融機関の選択肢を段階的に見直し ③ 世帯票 改元に伴い、建築時期の元号を変更	<p>・適当と整理</p> <p>○ 全国消費実態調査と家計調査の調査事項の整合性を確保することにより、全国消費実態調査の結果データに家計調査の結果をデータ移送し、全国消費実態調査の結果精度の向上及び報告者負担の軽減を図るもの。</p> <p>◆ なお、段階的に調査事項を変更する「貯蓄等調査票」については、調査結果の違いを分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うことが必要。</p>
II 統計委員会諮問第61号の答申(平成25年12月13日付け府統委第176号)における「今後の課題」への対応状況について		
	① 実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携 ② 適切な調査の在り方等の検討	<p>・おおむね適当と整理</p> <p>○ 今回の変更は、全国消費実態調査における諸課題を踏まえたもの。</p> <p>◆ ただし、今回、調査計画の抜本的な見直しを行っていることから、今回の調査結果を踏まえ、更なる改善の余地がないか、引き続き、検討することが必要。</p>
III 今後の課題		
1 家計に関する統計の体系的整備に向けた段階的な検討	総務省(統計局及び政策統括官(統計基準担当))は、家計に関する調査の体系的整備に向け、段階的に検討することが必要。 ① 基幹統計及び調査の名称について、変更の内容をよりの確に表すものに変更した上で、平成31年度(2019年度)調査を実施する方向で検討すること。 ② 家計に関する統計について、平成31年度(2019年度)調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)の次回改定に反映する方向で検討すること。	
2 今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善	総務省(統計局)は、報告者や統計調査員、実査機関である地方公共団体等における評価も含め、実施状況や見直しによる効果等を検証・分析するとともに、その結果を踏まえ、平成36年度(2024年度)調査の調査計画の策定までに、更なる調査計画の改善について検討することが必要。	
3 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実	総務省(統計局)は、全国消費実態調査及び家計調査において、世帯主の職業別の結果表章に当たり、独自に設定している区分を使用しているが、比較可能性の向上の観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方を検討することが必要。	